

防官広第5874号
27. 3. 31
一部改正 防官文(事)第18号
27. 10. 1
一部改正 防官広(事)第15863号
28. 9. 7

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

防衛省報道センターの設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

防衛省報道センター設置要綱

(設置)

- 第1 防衛省として斉一性及び適時性を確保した正確かつ整合のとれた情報発信を報道機関等に対して行うため、防衛省に、防衛省報道センター（以下「センター」という。）を置く。
- 2 センターは、前項の情報発信を行うために必要な情報の集約及び整理並びに情報発信要領の調整を行うものとする。

(関係部局の協力)

- 第2 関係部局は、センター設置の目的に照らし、センターの業務に積極的に協力するものとする。

(構成)

- 第3 センターの構成は、次のとおりとする。
- (1) 報道センター長 大臣官房報道官
- (2) 副報道センター長 統合幕僚監部報道官
- (3) 報道調整官 報道センター長が大臣官房長の承認を得て指名する防衛書記官
- (4) 副報道調整官 大臣官房広報課報道室長
大臣官房広報課国際広報班長
統合幕僚監部総括副報道官
陸上幕僚監部監理部総務課広報室長
海上幕僚監部総務部総務課広報室長
航空幕僚監部総務部総務課広報室長
- (5) 報道センター員 大臣官房広報課報道室及び大臣官房広報課国際広報班の職員
副報道調整官たる統合幕僚監部総括副報道官、陸上幕僚監部監理部総務課広報室長、海上幕僚監部総務部総務課広報室長及び航空幕僚監部総務部総務課広報室長が必要に応じ報道センター長の承認を得て指名する職員

(運営)

- 第4 報道センター長は、センターの業務（第1第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を総括する。
- 2 副報道センター長は、報道センター長を助け、報道センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 報道調整官は、報道センター長の指示を受け、センターの業務の実施及びそれに必要な各種の調整を行う。
- 4 副報道調整官は、報道センター長、副報道センター長及び報道調整官を助け、防衛省本省の内部部局及び各幕僚監部の情報の集約及び整理その他のセンターの業務を実施する。

5 報道センター員は、副報道調整官を助け、センターの業務を実施する。

(庶務)

第5 センターの庶務は、大臣官房広報課報道室において処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、報道センター長が定める。